

2017年7月3日

大阪府教育委員会

教育長 向井 正博 様



大阪府教職員組合

中央執行委員長 石田 精五

勤務労働条件の改善に向けた大阪府教職員組合要求書

教職員の賃金ならびに勤務労働条件の改善のために、大阪府教育委員会に対し以下の実現を求めます。

記

1. 雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用職員の給与の改善を図ること。特に、再任用職員の給与格付けは「職務給の原則」及び「均衡の原則」を踏まえて対応すること。
2. 総務省「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」(14年7月4日)通知、「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書(16年12月27日)、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正」(5月11日)等をふまえ、臨時・非常勤教職員の勤務労働条件を改善すること。
 - (1) 臨時の任用教職員の初任給の上限を撤廃すること。とくに府立学校臨時講師と小中学校臨時講師の格差を是正するため、小学校・中学校教育職給料表1級の最高号給を引き上げるなど改善を図ること。
 - (2) 相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
 - (3) 月途中に採用される教育職給料表適用以外の臨時の任用職員にも、通勤手当を日割り等で支給すること。
 - (4) 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共に密接に関連するものである。非常勤職員の報酬単価については、人材確保の観点ならびに大阪府の地域別最低賃金などをふまえ、経験年数等に応じて引き上げること。また、外国語(英語)指導員(NET)などについて、育児休業制度を導入すること。
3. 休暇・休業制度、育児・介護制度等に関するこ
 - (1)「配偶者同行休業制度」については、配偶者の離職防止とする制度の趣旨に鑑み、休業理由及び対象者の拡大など改善を行うこと。
 - (2) 非常勤職員の特別休暇、休業制度及び職免制度等の改善を行うこと。
 - (3) 育児時間の子の対象年齢の引き上げ、時間及び期間の延長を図ること。
 - (4) 育児休業等の男性職員の取得促進に向けた対策を講じること。期間の全てを退職手当の勤続年数に算入すること。
 - (5) 不妊治療に係る特別休暇を新設すること。
 - (6) 「がん対策基本法」の趣旨を踏まえ、がん患者に対する雇用の継続、就労の支援などが図られるよう休暇・休職制度の改善を行うこと。

4. 修学旅行等の泊を伴う学校行事の実施にあたっては、食費相当分を支給すること。
5. 修学旅行等引率指導業務手当等の「教員特殊勤務業務手当」を大阪府におけるこれまでの状況を踏まえ引き上げること。また、長時間労働是正の観点から部活動手当の支給対象となる時間区分要件を見直すこと。
6. 10年の給与制度改革による「降格」により、昇給がないとされた学校事務職員の人材育成と士気高揚及び技能労務職員に係る懸案課題等について速やかに解決を図るため、「総合的な人事制度」を構築すること。
7. 1人配置が多数を占める事務職員や養護教諭、栄養教諭など少数職種の教職員が安心して育児短時間勤務や高齢者部分休業を活用できるよう、とくに代替者について年度初めの繁忙期にも措置するなど、配慮すること。
8. 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。また当面、勤勉手当の拠出分については、年間0.06月分を縮小すること。さらに、今後実施を予定している教職員アンケートの結果をふまえ制度を見直すなど、教職員の十分な理解と納得を得られるようにすること。
9. 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）は、「二つの特殊性（職務の特殊性と勤務態様の特殊性）」を立法趣旨に制定した。今日段階において、この立法趣旨が現場において生かされているとは言いがたい状況にある。また、地方公務員法第39条ならびに教育公務員特例法第22条第2項の趣旨と重要性について、管理職ならびに教職員に周知し、教職員の創造的な研修を保障すること。
10. 介護を理由とする離職再任用制度を教員以外にも拡大するなど、介護要件を有する教職員に対する支援策を講じること。
11. しょうがい種別が異なる子どもたちの教育保障には、しょうがい種別ごとの学級設置は重要である。「混在学級」で、しょうがい種別の異なる子どもたちを指導する教職員の負担軽減を図るために、しょうがい種別ごとの学級設置を促進するとともに、適正規模となるよう通級指導教室の設置を促進すること。さらに、「医療的ケア体制整備推進事業」については、看護師配置を学校単位ではなく、医療的ケアが必要な子どもごとに配置することにより、負担軽減を図ること。
12. 中学校給食の実施については、「対象が生徒全員であること」「完全給食」「単独校方式」など、教育的意義をふまえたものであることが重要である。複数校を担当するなどの過重な負担を強いられている栄養教職員について、各校に栄養教諭を配置することや中学校デリバリー給食に対する加配措置を継続するなど、栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。

13. 子どもたちにとって継続した「食教育」を保障することは、きわめて重要である。栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用すること。
14. 妊娠した栄養教職員にとって、寒暖や運搬、兼務校への移動等は、母性保障の観点から改善すべき点が多い。職務軽減など改善策について検討すること。
15. アレルギー疾患を有する子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整備することは重要な課題である。2月に策定された「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」にもとづき、中学校給食の実施拡大という大阪府における独自課題への対応も含め、一部の教職員に業務負担が偏ることのないよう、すべての教職員を対象とした研修の実施、人的配置の充実など適切な措置を講じること。今後、食物アレルギーだけではなく他のアレルギー疾患を有する子どもたちの対応にむけても、ガイドライン策定するなど教職員の業務負担軽減に向けた適切な措置を講じること。
16. 学校保健安全法施行規則の一部改正により、16年度から子どもたちの健康診断に「四肢の状態（四肢の形態及び発育並びに運動器の機能に注意すること）」が追加された。新たな健診の導入により、保護者対応など養護教諭をはじめ教職員の業務負担が増加し長時間労働に拍車をかけている。府教委として啓発する文書を出すなど具体的な軽減策を講じ教職員の多忙化・負担増を防止するよう配慮を行うこと。
17. 03年より定期健康診断の必須項目から削除された色覚検査は、学校現場の長時間労働に拍車をかけ、教職員の負担増につながっている。医療機関で検査できる体制を整えるなど教職員の多忙化や負担軽減につとめること。
18. 入試制度の改変によって中学校現場で教職員の多忙化・負担増が生じている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。
19. 文科省は4月28日、「16年度教員勤務実態調査」結果を公表した。また、文科省は「学校は教員の長時間勤務よって支えられている。看過できない状況であり、負担軽減は喫緊の課題」と言及している。教職員の多忙化解消ならびに教職員の長時間勤務の是正に向け、以下を実現すること。
 - (1) 教員の時間外勤務が増大する最大の要因が部活動指導であることは、文科省調査、府教委調査等からも明らかである。文科省は4月1日、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を施行し、部活動指導員の名称及び職務等を明らかにした。部活動指導員を中学校・高校に導入するなど、顧問教員の負担軽減に努めること。
 - (2) 「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」の結果が公表（16年7月27日）された。「部活動指導の工夫・改善」は、市町村教委での検討が進んでい

ない状況がある。府教委は16年12月7日、市町村段階においても、教職員の長時間勤務の縮減に向けたとりくみがすすむよう、「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」参考通知したところだが、府教委を含め府内各市町村において、ノーパート活動デーの導入等、教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。

20. 教育改革を推進し、教員が子どもと向き合う時間の確保のため、教育委員会による指示・通達等の精選、調査統計の対象と方法、教職員の研修や研究指定校等の在り方の見直しなど、教職員の業務負担軽減に向けた方策をすすめること。さらに、大学など外部機関が各学校を対象に依頼する調査等については、学校現場への負担増を招かないよう、府教委が調整を行うこと。
21. 教職員の定期健康診断の検査項目など充実すること。
22. ストレスチェックと面接指導の実施にあたっては、改正労働安全衛生法の目的と趣旨（=メンタルヘルス不調の一次予防と集団分析による職場環境の改善）を教職員に周知し、個人情報の管理と保護を徹底すること。また、教職員にストレスチェックの受診義務そのものは課せられていないことを前提としつつ、職場の安全衛生委員会の活性化に資する制度とするなど、職場環境の改善に努めること。
23. 精神疾患による休職者の復職直後における職務軽減など、復帰にともなう支援策を教員以外職種においても実施すること。
24. 18年2月から旧免許状に加え、新たに新免許状の更新が始まる中、免許失効による失職者を出さないよう、更新対象者に注意喚起するとともに、講習、修了の確認もしくは延期・免除の申請など、更新手続きに関する適切な情報提供を図ること。
25. 文科省は、特別支援学校の教員に教育職員免許法が義務付ける専門免許（特別支援学校教員免許状）の取得を促すために、同法の附則（専門免許がなくても教員免許があれば、「当分の間」は特別支援学校の教員になれるとしている。）の廃止も見据え、同法の改正に言及している。文科省は、20年度までに概ね全ての特別支援学校教員の専門免許の所持と小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標としている。専門免許の取得にむけた認定講習の十分な機会が確保されるなど支援策を講じること。
26. 府教委は5月12日、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の改定（通知）を発出した。今後もハラスメントの防止にむけ、改善をはかること。

以上